

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 12 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380070

研究課題名(和文) 搾取型濫用・優越的地位濫用の規制に関する競争法上の研究・国際貢献の基盤構築

研究課題名(英文) Constructing a Basic Infrastructure for Research and International Contribution on Exploitative Abuse Regulation in Competition Law

研究代表者

白石 忠志 (SHIRAIISHI, Tadashi)

東京大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：30196604

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：この調査研究においては、主に、日本・米国・EUの各競争法の搾取型濫用規制における事例の進展とこれまでの議論について、比較分析を行った。その結果、大方に言われていることとは異なり、EU競争法における搾取型濫用規制と日本の優越的地位濫用規制の間には程度問題の差はあり得るとしても質的には差はない、ということを確認できた。この知見を重要な基盤としつつ、日本・米国・EUと比較しながらPAE問題について英語でまとめた論文を執筆した。

さらに、搾取型濫用に関する紹介をその一部とする日本競争法の英語による紹介文献を共同執筆し、英語による出版物の1章として刊行されている。

研究成果の概要(英文)：This research project compared competition laws of Japan, US and EU. Far from conventional understandings, exploitative abuse regulation of the EU has much in common with abuse of superior bargaining position regulation of Japan. Based on this result, this project also gave rise to an article on patent assertion entities (PAEs) examining the legal issues in Japan, US and EU. This project also contributed to an article introducing Japanese competition law in English.

研究分野：経済法

キーワード：搾取型濫用 優越的地位濫用 独禁法 競争法

1. 研究開始当初の背景

搾取型濫用規制・優越的地位濫用規制は、競争法(独禁法)のなかで特異な位置を占めている、とされてきた。カルテル・談合のように競争者同士が手を組む競争停止行為や、取引拒絶・略奪販売のような他者排除行為とは異なり、競争者の存在を意識せず、ただ、取引の相手方から搾取する行為だからである。競争停止行為や他者排除行為への関心が伝統的に高いなかで、搾取型濫用・優越的地位濫用への関心は、世界的に、後回しにされてきた感があつた。

その中で、日本においては、優越的地位濫用規制が着実に実績を積み上げてきた。その背景には、中小企業保護の観点からの政治的要望もあるが、同時に、取引の公正という観点を競争政策の中に正面から盛り込もうとする意欲も盛り込まれている。日本では、優越的地位濫用規制に相当する規定が遅くとも昭和28年から存在しており、事例や議論の蓄積がある。しかし、競争当局を含む日本の多くの議論が、日本の優越的地位濫用規制は特殊なものであって市場競争の確保という競争法の通常の目的とは異なる異質の規制であるという立論を堅持していることもあり、その内容について世界的理解を十分に得るには至っていなかった。

他方でしかし、それと時を同じくしながら、搾取型濫用と呼ばれる規制が、EUを始めとして、世界で注目されるようになってきた。EUにはもともとそのような規制を行うための規定・事例・議論が存在したところ、米国に学びながら競争法を飛躍的に強化していった時期には、米国では取り上げないとされる搾取型濫用の議論は下火となっていた。しかし、近年になって、標準化に関連する必須知的財産権の存在感の増大、Googleの検索サービスに代表されるインターネット上の強大な力の発生、エネルギー自由化に伴い勃興した資源・エネルギーのメジャー企業への問題意識の高まり、などが生じたために、そのような企業の行為を排除型濫用規制の対象として検討すると同時に、搾取型濫用規制の対象としても検討され、研究が行われるようになってきた。しかし、そのような関心は、最近になって高まったものであり、EUなどにおいても、十分な研究の蓄積があるわけではなかった。

研究代表者は、日本の優越的地位濫用規制が、通説とは異なり、実は搾取型濫用規制と同等のものだという側面を多分にもつものと考え、最も早期には平成5年にそのような研究論文を公表して、優越的地位濫用規制を搾取型濫用規制に結びつけ、ひいては競争法体系の中に無理なく位置付けるといった観点を基盤とする研究を積み重ねてきた。搾取型濫用規制と同等の面をもつ日本の優越的地位濫用規制の成果は、世界的問題意識と結合し、その内容を発展させる潜在力を多分にも

っている。しかしそれは、いまだ、顕在的に結実しているわけではなかった。日本の規制は特殊なものであるという理解に阻まれてEUと日本の虚心坦懐な比較は十分に行われなかった。また、競争法の母国である米国では、搾取型濫用規制・優越的地位濫用規制は行なわないという常識的通説があり、また、米国のそのような発想に学んだ専門家も日本や世界に多数いるため、そのような壁に囲まれるなかで、議論を進展させるのは容易ではなかった。

2. 研究の目的

この調査研究は、前記1のような背景のもと、EUの搾取型濫用規制と日本の優越的地位濫用規制とを虚心坦懐に比較分析し、また、米国における規制の実態を明らかにすることを主な目的とした。

同時に、独自の発展を遂げている日本の優越的地位濫用規制について、その内容や成果を世界に発信することをも目的としている。そのためには、日本の事例や議論の背景をも深く調査研究する必要がある、それを構造的に理解して、文章にまとめる必要がある。

また、可能な範囲で、アジア諸国の状況にも目を配ることを目指した。

以上のような総体を、研究の目的とした。

3. 研究の方法

この調査研究においては、EUおよび日本の文献の精査・分析を中心に、日米欧アジアその他の地域のさまざまな専門家との交流を通じた実態把握を交えて、搾取型濫用規制・優越的地位濫用規制の構造と実情を机上の理念でなく現実の実態に即してあぶり出すという方法をとった。

具体的には、まず、搾取型濫用などの単独行為規制を中心とした競争法関係文献に目を配り各法域の思潮を把握し確認することに努めた。近年は、欧米の資料を中心に書籍等の価格が高騰しており、補助は必須であった。

また、平成26年の東京大学サマースクールにおける米国・欧州の専門家との意見交換、平成26年の北京大学・ソウル大学・東京大学の法学研究集会における中国・韓国の専門家との意見交換、平成28年の北京大学における研究集会における中国の研究者・実務家との交流、その他の随時の機会を捉えた米国・欧州の専門家との意見交換により、日本以外の状況に関する理解を深め、実情に即した分析をするよう心がけた。

さらに、日本の実情についても、日本の優越的地位濫用規制に詳しい競争当局の専門的実務家や競争法専門弁護士などの実務家をお招きして知見の提供を受けるなど、最新状況への知識更新を心がけた。さらに、日本の事例について、優越的地位濫用規制に課徴

金が導入される前の命令書と後の命令書を比較したり、優越的地位濫用以外の違反類型で処理された差止請求事件の判決を、単独行為規制に関するものとして優越的地位濫用規制にも役立つような視野から研究することも行った。それらについては、単に文書の上の研究のみならず、背景について調査研究し、実態を把握することができるよう心がけた。

4. 研究成果

大方に言われていることとは異なり、EU競争法における搾取型濫用規制と日本の優越的地位濫用規制との間には程度問題の差はあり得るとしても質的には差はない、ということを確認できた。EU競争法における違反要件である支配的地位と、日本競争法（独禁法）における違反要件である優越的地位については、異なるものであると考えられてきている。このために、EU競争法の「dominant position」という言葉には、「優越的地位」とは異なる、「支配的地位」という訳語が充てられているわけである。しかし、両者のあいだには、市場概念に関する仮象問題としての差があるのみで少なくとも質的な差はなく、濫用の要件については特に、差はみられなかった。これらのことは、EU競争法の支配的地位濫用規制（このもとに排除型濫用規制と搾取型濫用規制がある）に関する欧州委員会の正統的資料によって明確に確認できた。以上のことについては、日本経済法学会における学会発表および日本経済法学会年報に掲載された論文⑤において特に明らかにしている。

米国においても、搾取型濫用規制・優越的地位濫用規制は行なわないという教科書的常識とは裏腹に、PAE (Patent Assertion Entities) の問題、あるいは、それは重なる部分が多いが標準必須特許すなわちSEP (Standard Essential Patent) の問題、への関心の高まりにより、実質的には搾取型濫用規制の観点を導入しなければ自己の問題意識を説明できない事態に至っている。このことは、潜在的にはかねてから感じられていたところではあったが、思いもかけず、そのことを誰の目にも明らかにする事象が2013年(平成25年)に特に観察されたため、これを雑誌『パテント』に掲載された論文⑦において明らかにした。米国におけるこのような動きが生ずることは、個人的な見立ては既にあったとしても、誰もが否定し得ない流れとして明らかに現れたことについては、調査研究の開始時には必ずしも予測しないことであった。

そのような観察をも踏まえ、日米欧の状況を比較しつつ日本のかねてよりの状況を紹介する英語文献を執筆した。未刊行であるが、Cambridge University Pressから出版される書物の1つの章という形式で、論文①として

近々出版される見込みである。この出版に当たっては、調査研究期間前から調査研究期間中に至る外国研究者との交流の蓄積が有益に作用した。

さらに、日本の優越的地位濫用規制を含む日本競争法（独禁法）の状況を英語で発信するため、論文③を書物の1章の形で刊行した。この執筆・出版に当たっても、調査研究期間前から調査研究期間中に至る外国研究者との交流の蓄積が有益に作用した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計10件)

① Tadashi Shiraishi, Patent Assertion Entities and Competition Law in Japan, D. Daniel Sokol (ed.), Patent Assertion Entities (tentative title), Cambridge University Press, 査読無、2016, pages undecided
DOI 無

② 白石忠志、独禁法とサムスン対アップル知財高裁判決、野村豊弘先生古稀記念論文集『知的財産・コンピュータと法』、商事法務、査読無、2016、671-687
DOI 無

③ Simon Vande Walle & Tadashi Shiraishi, Competition Law in Japan, John Duns, Arlen Duke & Brendan Sweeney (eds.), Comparative Competition Law, Edward Elgar, 査読無、2015, 415-442
DOI 無

④ 白石忠志、タクシー事業における検討対象市場を駆ごとに画定し差止請求を認容した事例、ジュリスト1476号、査読無、2015、4-5
DOI 無

⑤ 白石忠志、支配的地位と優越的地位、日本経済法学会年報35号、査読無、2014、46-58
DOI 無

⑦ 白石忠志、特許権と競争法をめぐる2013年の状況、パテント67巻2号、査読無、105-113、
http://www.jpaa.or.jp/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/201402/jpaa-patent201402_105-113.pdf
DOI 無

⑧ 白石忠志、JASRAC審決取消訴訟東京高裁判決の検討、NBL1015号、査読無、

2013、15-24

DOI 無

⑨ 白石忠志、市場画定不要論について、根岸哲先生古稀祝賀『競争法の理論と課題』、有斐閣、査読無、2013、17-30

DOI 無

⑩ Tadashi Shiraishi, "The Japanese Congress enacts the Pass-on Consumption Tax Act (POCTA) to prevent exploitative abuse when consumption tax rates are raised in the near future", e-Competitions, 査読無、July 2013-I, 2013, 1-6

DOI 無

[学会発表] (計 1 件)

① 白石忠志、支配的地位と優越的地位、日本経済法学会、2014 年 10 月 18 日、富山大学 (富山県富山市)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

白石 忠志 (SHIRAISHI Tadashi)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号：30196604

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし